

平成19年度機械工業振興補助事業に関する公示

(競輪の交付金による機械工業振興補助事業)

平成19年度における自転車競技法第12条の16第1項第6号に基づく機械工業に関する事業の振興のための補助に関する事業は、日本自転車振興会(以下「日自振」という。)が定める「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準および補助の方法に関する規程」(以下「機振規程」という。)及び「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」によるほか、下記の補助方針により実施するので公示します。

平成18年8月1日

日本自転車振興会

会 長 下 重 暁 子

平成19年度機械工業振興補助事業の補助方針

(基本方針)

(1)わが国機械工業については、景気の着実な回復により企業収益の改善が進むとともに、設備投資の拡大、雇用状況の改善等がみられるものの、原油・原材料価格の高騰、国際競争の激化、エネルギー・環境・リサイクル問題の重要性の増大等対応すべき課題が多く残されている。

また、出生率の低下によりわが国の人口が減少に転じるとともに、「団塊の世代」が引退の時期に入ることによる、いわゆる「2007年問題」が懸念されている。こうした中でわが国の機械工業が引続き強い国際競争力を維持していくためには、ヒト(人財力)、モノ(生産手段・インフラ)、カネ(金融)、ワザ(技術)、チエ(経営力)の各分野におけるさらなるイノベーションを進めていくことが重要である。

(2)平成19年度における機械工業振興補助事業は、こうした現状認識に加え、近時、競輪を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、競輪の活性化に資する事業について積極的に採択するとともに、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(骨太の方針)」、「新経済成長戦略」、さらに総合科学技術会議、知的財産戦略本部、IT戦略本部等の動向を十分に踏まえ、今後とも機械工業が積極的な事業展開を図り、わが国の経済構造改革の推進、経済活力の向上等を実現していくため、下記により行うこととする。

なお、事業の実施にあたっては、競輪の売上が減少し、補助財源が厳しさを増す中において、より一層効果的かつ効率的に事業を実施する必要性が高まってきていること等にかんがみ、補助対象事業の重点化を図りながら、競輪の活性化にも配慮しつつ、透明性・公平性の一層の向上を図り、最大限の成果が得られるよう努めるものとする。

(3)日自振の補助事業は、競輪の売上金の一部を広く社会に還元することを目的とするものである。従って、本補助事業については、全国的な視野に立ち、競輪の売上金の一部を財源とすることを明示しつつ、国等の事業を質的・量的に補完するため、その支援が及びにくい分野・事業を中心に機動的かつきめ細かい支援を行ってきている。

補助財源が厳しさを増している中、引続き効果的かつ効率的な補助事業の実施に努める必要があることから、平成19年度の補助要望案件については、本補助事業の位置付けを十分に踏まえ、国等の事業との役割分担を明確にしつつ、厳正な審査を行うものとする。

具体的には、

国の取組みよりも先駆的な取組みが必要となる調査研究や技術開発
国による本格的な研究開発の前段階に当たる技術シーズの研究
国よりも更に機動的かつきめ細やかな地域の中小企業の支援
等の補助事業を進めていくものとする。

記

1. 補助対象事業

補助対象となる事業は、以下の事業とする。

(1) 機械工業における構造改革の推進のための事業環境の整備

機械工業において、事業環境を整備し、新規事業の創出、高付加価値化等により構造改革の推進を図ることに資する以下の事業とする。

先端的な技術開発を推進する事業

コンテンツやデザインを含む知的財産の創出、保護、流通・活用、事業化を推進する事業

製品・部品等の標準化、安全性の向上及び付加価値の向上を推進する事業

IT社会への対応、事業活動の効率化を推進する事業

技術・技能の向上や継承、就業能力の向上等人材育成を推進する事業

その他新規事業の創出、高付加価値化の推進等による構造改革の推進に特に資する事業

(2) 地域の機械工業と中小機械工業の事業展開の促進

機械工業において、企業がその地域の特性を活かした事業活動等を展開し、また、中小企業が事業基盤の強化、新たな事業展開等を図ることに資する以下の事業とする。

地域における産業振興や事業活動推進のための事業

中小機械工業の創業、新規事業展開、連携、経営革新を推進する事業

中小機械工業の地域の特性を活かした事業活動を推進するための公設工業試験研究所等における機械等設備拡充事業

その他地域の特性を活かした事業活動等の展開や中小企業の事業基盤の強化、新たな事業展開等に特に資する事業

(3) 機械工業における循環型経済社会の構築に向けた取組みの促進

機械工業において、循環型経済社会の構築を図る観点から環境・リサイクル・エネ

ルギー問題等の課題への取組みを推進することに資する以下の事業とする。

省エネルギーの推進、新エネルギーの開発その他地球温暖化対策に資する事業
生産、流通等の実態に応じたリデュース(減量化)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)への取組みを推進する事業
その他環境・リサイクル・エネルギー問題等の課題への取組みの推進に特に資する事業

(4) 機械工業における国際交流の推進

機械工業において、国際交流を推進することに資する以下の事業とする。

業種別又は国・地域別の国際経済交流を推進する事業
貿易・投資の高度化及び円滑化を図る事業
海外市場の動向に関する情報収集及び対外広報を図る事業
その他国際交流の推進に特に資する事業

2. 補助対象重点項目

上記1.の「補助対象事業」のうち、以下の分野の事業については、平成19年度の重点項目対象事業とし、当該分野における補助事業については積極的に採択する。

- (1) 競輪の活性化に資する事業を含む自転車に関する事業の振興
- (2) わが国産業の高付加価値化につながる、新産業分野等における先端的な研究開発及び高度な部品・素材産業やものづくり基盤産業の強化
- (3) 「人財立国」を目指した技術・技能の向上や継承、多様な連携による高度産業人材の育成
- (4) コンテンツやデザインを含めた知的財産の戦略的活用、模倣品対策等の推進
- (5) IT経営の実現による生産性の向上、個人情報保護・情報セキュリティの強化等IT社会における安全・安心の確保

- (6) 地域経済の活性化のための中小機械工業の連携強化や創業支援、機械工業関連サービス産業の革新、地域イノベーションシステムの構築
- (7) 循環型社会の構築、地球環境の保全、あわせて原油・原材料の安定供給の確保
- (8) 21世紀の成長センターであるアジア諸国との情報通信ネットワークを含む連携強化と積極的なグローバル戦略の推進

3．補助対象主体

対象となる補助事業者は、民法第34条に基づいて設立された法人もしくは公共的な団体（特定非営利活動法人を含む）であって、法人格を有することを原則とする。

4．補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業を実施するために直接必要となる事業費、物件費等の経費とする。ただし、原則として他の団体等の補助を受ける事業は対象としない。

5．補助率

(1) 補助率は、原則として、補助の対象となる経費の1/2以内とする。

(2) なお、補助対象重点項目に該当する事業又は公益性の高い事業であって、特に必要と認められる場合には、これを超えることができる。

6．補助事業に関する留意事項

(1) 補助事業である旨の表示

補助事業者は、補助事業を実施する場合に、「機振規程」第31条の規定に基づき、機械工業振興補助事業である旨を表示するものとする。

(2) 補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、日自振が行う情報公開の取組みに積極的に協力するものとする。

(3) 補助事業の評価

補助事業者は、日自振が定める方法により、実施しようとする事業の事前評価及び事業終了後の事後評価を行い、その結果を提出するものとする。

日自振は、それらも踏まえて、補助事業の評価を実施し、補助内容の見直しに反映する。

(4) 委託事業を実施する際の注意事項

補助事業者は、補助事業の一部を他に委託して実施する場合、当該委託先に対し、証拠書類の確認、必要書類の保管を確実に行うよう求める等、「補助事業実施に関する事務手続要領」に沿って事業を実施するものとする。

7. 補助事業の実施期間

補助事業は、平成19年4月1日以降に事業を開始し、平成20年3月31日までに完了することを原則とする。

8. 補助交付要望の受付期間

(1) 平成18年8月10日(木)午前10時から、同年9月29日(金)午後5時までとする。

(2) 郵送の場合は、上記(1)の期間内に必着のこととする。

9. 補助金の交付要望手続き及び決定方法

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、日自振が定める「機振規程」第5条の規定に基づく補助金交付要望書を日自振に提出することとする。

なお、要望の手続き等の詳細については、日自振に照会のこと。

(2) 連絡先

日本自転車振興会機械工業振興部

郵便番号 102-8011

東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル)

電話 03(3512)1273

ホームページ <http://www.keirin.go.jp>

(3) 日自振は、上記(1)の補助金交付要望書の提出の後、当該要望に係る書類の審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査等を行う。また、当該要望書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることがある。

(4) 日自振は、上記(3)の審査の結果に基づき、補助事業計画を作成し、自転車競技法第12条の20の規定により経済産業大臣の認可を得た後、当該要望書を提出した者に対し、文書で結果を通知する。

10. その他

補助金の交付要望書は、日本小型自動車振興会に提出された場合も、日自振に提出されたものとして取り扱うものとする。